

# 姫路市電子入札実施要綱

平成 18 年 4 月 1 日  
最終改正 令和 7 年 3 月 26 日

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、姫路市契約規則（昭和 62 年姫路市規則第 29 号）その他別に定めるもののほか、姫路市（以下「市」という。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織で、調達業務を実施するためのもの（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

## (入札方式)

第 1 条の 2 市の行う電子入札は、次の各号に掲げる方式に応じ、当該各号に定める方法により行う。

- (1) 通常認証方式 入札参加者の電子証明書を格納した IC カード（以下「IC カード」という。）を用いて行う電子入札
- (2) 簡易認証方式 入札参加者に対して市が通知した ID 及びパスワード（以下「ID 等」という。）を用いて行う電子入札

## (利用者登録)

第 2 条 電子入札の入札参加者は、電子入札システムに、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 企業情報
- (2) 代表窓口情報
- (3) IC カードの利用部署情報（通常認証方式を利用する場合に限る。）
- (4) ID 等の利用部署情報（簡易認証方式を利用する場合に限る。）

2 前項の登録をした者は、登録の内容に変更が生じたときは、直ちに登録の内容の変更を行わなければならない。

## (電子入札に使用する IC カード)

第 3 条 市長が電子入札に使用する IC カードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「認定認証事業者」という。）が発行したものとする。

2 入札参加者が電子入札に使用する IC カードは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 認定認証事業者が発行したものであること。
- (2) 競争入札の参加資格等について（平成 23 年姫路市告示第 408 号）第 5 項に規定する業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載された代表者又は、委任先を設けている場合は受任者（以下「代表者等」という。）の名義で取得したもので、それに記録されている情報が電子入札システムに登録されていること。
- (3) 入札参加者が、姫路市建設工事の共同企業体取扱要綱（昭和 59 年 10 月 25 日

制定) 第2条第2号に規定する共同企業体(以下「共同企業体」という。)である場合は、当該共同企業体に係る同要綱第8条第1項に規定する代表者が当該代表者等の名義で取得したもので、当該代表者に係る情報が電子入札システムに登録されていること。

(案件登録)

第4条 市長は、次に掲げる事項を電子入札システムに登録するものとする。

(1) 電子入札の対象とする案件(以下「案件」という。)の概要

(2) 案件の詳細

(3) 入札の期間その他電子入札の実施に係る期間、日時等

2 入札の期間は、原則として開札日の前日までの前2日間とし、その他の期間は、紙による入札(以下「紙入札」という。)の場合に準じるものとする。

3 市長は、第1項各号に掲げる事項を修正する必要があるときは、修正の内容が軽微なものである場合を除き、直ちに登録した内容の全てを削除した上で、改めて登録をするものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する登録後に、開札日時を延期する必要があるときは、入札参加者に対して、速やかに開札日時を延期することを電話等の確実な方法で連絡するとともに、変更後の開札日時を開札延期通知書により通知するものとする。

(入札参加申込に伴う手続)

第5条 姫路市制限付一般競争入札実施要綱(平成6年4月1日制定。以下「実施要綱」という。)に規定する制限付一般競争入札又は姫路市物品調達に係る制限付一般競争入札実施要綱(平成19年4月9日制定。以下「物品入札実施要綱」という。)に規定する制限付一般競争入札(以下これらを「一般競争入札」という。)のうち、市長が電子入札によることとした案件に参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、実施要綱第6条第1項に規定する制限付一般競争入札参加申込書又は物品入札実施要綱第6条第1項に規定する制限付一般競争入札参加申込書(以下これらを「申込書」という。)を、電子入札システムにより送信しなければならない。

2 市長は、申込書を電子入札システムにより受信した場合において、申込書の補正等の必要がないときは、参加申込書受付票を参加希望者に電子入札システムにより送信するとともに、その業者詳細情報を保管するものとする。

3 市長は、実施要綱第8条第1項本文に規定する入札参加資格又は物品入札実施要綱第8条第1項に規定する入札参加資格の有無の決定をしたときは、制限付一般競争入札参加資格確認通知書を参加希望者に電子入札システムにより送信するものとする。

(電子入札システムによる資料の提出)

第6条 参加希望者は、市長に入札参加資格確認資料(以下「提出資料」という。)を提出するときは、当該提出資料に係るファイルを電子入札システムにより送信するものとする。

2 提出資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び作成した提出資料を保存するファイルの形式は、次の表のとおりとする。ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、入札公告等で参加希望者に通知する。

| アプリケーションソフト     | ファイルを保存する形式    |
|-----------------|----------------|
| Microsoft Word  | Word2016 形式以下  |
| Microsoft Excel | Excel2016 形式以下 |
| PDF             | Acrobat11 以下   |

- 3 参加希望者は、提出資料を作成するときは、ファイルを保存するときに損なわれる機能を使用してはならない。
- 4 参加希望者が提出資料に係るファイルを圧縮する場合は、ZIP形式によるものとし、自己解凍方式は、認めない。
- 5 市長は、提出資料に係るファイルがウイルスに感染していることが判明したときは、直ちに当該ファイルの閲覧を中止し、当該ファイルを電子入札システムにより送信した者と再提出の方法を協議するものとする。
- 6 市長は、前項の場合において、完全にウイルスを駆除することができるときでなければ、電子入札システムによる当該提出資料に係るファイルの再提出を認めない。

（書面による資料の提出）

第7条 参加希望者は、提出資料のうち次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、すべての提出資料を書面で提出しなければならない。

- (1) ファイルの容量が1MBを超える資料
  - (2) 共同企業体結成に係る届出書類
  - (3) ファイルがウイルスに感染しているおそれのある資料
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が書面によることが必要であると認めた資料
- 2 前項の場合において、参加希望者は、入札参加の申込みの締切りの日時までに、提出資料を契約課まで持参するものとする。
  - 3 第5条第2項及び第3項の規定は、前2項に規定する書面による資料の提出について準用する。

（指名競争入札における手続）

第7条の2 指名競争入札のうち市長が電子入札によることとした案件において指名通知を受けた者は、参加意志の有無に関わらず、受領確認書を入札書提出締切日時までに電子入札システムにより送信するものとする。

（連絡事項）

第8条 市長は、別に定めがある場合を除き、電子入札の手続に関する情報の提供を行う必要があるときは、電子入札システムの情報公開機能及びホームページ等で提供するものとする。

- 2 市長は、参加希望者又は入札参加者が前項の情報を閲覧しなかったことにより被った不利益についての異議を一切認めないものとする。

（質疑等）

第9条 入札参加者は、設計図書等又は仕様書について電子入札システムにより質問するときは、入札参加者名を特定できる内容を記載しないようにしなければならない。

- 2 市長は、入札参加者からの質問の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、当該質問に対しては、回答しない。

(紙入札への変更)

第10条 市長は、市の使用に係る電子計算機に生じた障害、天災、広域的停電等のために電子入札システムを使用することができないときは、電子入札の手續に支障がないと認める場合を除き、入札方法を電子入札から紙入札に変更するものとする。

(紙入札の承認)

第11条 電子入札と紙入札の併用は行わない。ただし、次のいずれかに該当する場合であつて、紙入札を行うことにつき、入札参加者の責に帰することができない事由があると市長が認める場合はこの限りでない。

(1) ICカードの効力が喪失し、又は使用が停止（以下「失効等」という。）された場合

(2) 破損等で使用できなくなり、ICカードの再発行を申請中の場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、紙入札を行うことにつきやむを得ない事情があり、かつ、入札手續に支障がない場合

2 入札参加者は、案件について紙入札で参加しようとするときは、紙入札承認願を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により紙入札承認願が提出された場合において、第1項各号に掲げる事由に該当するものとして紙入札を認めたときは、紙入札承認願を提出した者に対し、紙入札承認通知書を交付するものとする。

4 市長は、紙入札を承認したときは、入札書の受付の締切りの日時までに、電子入札システムに前2項の規定により紙入札を承認された者（以下「紙入札業者」という。）の登録を行わなければならない。

5 紙入札業者は、次に掲げる事項を除き、通常の紙入札の方法により入札しなければならない。ただし、紙入札承認願が提出されるまでに電子入札システムにより受信した入札参加申込書及び提出資料は、有効なものとして取り扱う。

(1) 入札書及び入札公告等で定める書類（以下「入札書等」という。）を、それぞれを別の封筒に封入して、指定した日時までに指定した場所へ持参すること。

(2) 入札書等の受領書が発行されたときをもって、入札書及び積算内訳書の情報が電子入札システムに記録されたものとする。

6 市長は、紙入札業者が持参した入札書を開札日時に開封するまで厳重に保管するものとする。

(入札に関し必要な事項)

第12条 電子入札は、入札書に必要な事項を入力するとともに、必要なファイルを添付し、電子入札システムにより送信して行わなければならない。

2 入札参加者は、時間的な余裕をもって電子入札システムによる入札書の送信作業を行わなければならない。通常認証方式を利用する場合にあつては、入札書受信確認通知書を印刷して保管しなければならない。

3 入札参加者は、開札日時から開札に関する一連の手續が完了するまでの間、入札参加者が電子入札に使用する電子計算機の付近で待機し、手續の進行状況を確認しなければならない。

4 市長は、電子入札システムに入札書の情報が記録された後は、入札書の書換え、引換え又は撤回を認めない。

5 電子入札における入札に関し必要な事項は、前4項並びに次条及び第12条の3に

掲げる事項を除き、紙入札の場合に準じるものとする。

（通常認証方式による電子入札に関し必要な事項）

第12条の2 通常認証方式による電子入札の要件は、次に掲げるとおりとする。ただし、第4号に掲げる要件については、建設工事に係る入札に限る。

- (1) 入札金額その他入力が必要な事項並びに入札参加者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が電子入札システムに所定の入札期間内に記録されていること。
- (2) 電子入札システムに記録されるべき事項が分明であること。
- (3) 電子入札に使用したＩＣカードが、第3条第2項各号に掲げる要件を満たすものであり、かつ、一般競争入札においては、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めた場合を除く。
- (4) 入札金額に対応した積算内訳書（所定の項目の全てについて確認できるものに限る。）に係るファイルを入札書の「内訳書」欄に添付して電子入札システムにより送信し、その情報が電子入札システムに所定の入札期間内に記録されていること。
- (5) 第6条の規定は、前号の積算内訳書について準用する。

2 前項各号に掲げる要件に満たない電子入札又はＩＣカードを不正に利用した電子入札は、無効とする。

3 入札参加者は、第3条に規定するＩＣカードが破損又は失効等した場合に備えて、予備の同一名義人のＩＣカードを準備するよう努めるものとする。

（簡易認証方式による電子入札に関し必要な事項）

第12条の3 簡易認証方式による電子入札の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入札金額その他入力が必要な事項が電子入札システムに所定の入札期間内に記録されていること。
- (2) 電子入札システムに記録されるべき事項が分明であること。

2 前項各号に掲げる要件に満たない電子入札又はＩＤ等を不正に利用した電子入札は、無効とする。

（入札書受付締切）

第13条 市長は、入札書の受付の締切りの日時（以下「入札締切日時」という。）を経過したときは、入札参加者に対し入札書受付締切通知書を発行するとともに、入札参加者の業者詳細情報を保管するものとする。

2 市長は、入札締切日時の経過後は、入札書の提出又は電子入札システムによる送信を受け付けない。

（入札の辞退）

第14条 入札参加者は、入札締切日時前で、かつ、入札書を電子入札システムにより送信するまでの間に限り、辞退届を電子入札システムにより送信して入札を辞退することができる。

2 入札締切日時までに電子入札システムによる入札書の送信がなく、かつ、電子入札システムによる前項の辞退届の送信もない入札参加者は、入札締切日時を経過した時をもって当該電子入札を辞退したものとみなす。この場合において、当該入札参加者は、別途入札辞退理由書を市長に提出するものとする。

（開札の実行）

第15条 市長は、開札日時を経過後、遅滞なく、開札の手続を開始するものとする。

2 市長は、紙入札業者があるときは、紙入札業者を立ち合わせて、事前に提出された入札書の入った封筒を開封し、それぞれの入札書の内容を確認するものとする。この場合において、入札書が有効である場合は、市長は、その入札金額を電子入札システムに入力する。

3 市長は、通常認証方式による一般競争入札においては、第5条第2項及び第13条第1項の規定により保管した業者詳細情報をもとに、電子入札に使用されたＩＣカードが入札参加の申込みに使用された名義人のものと同一であることを確認するものとする。

4 市長は、通常認証方式による指名競争入札においては、第13条第1項の規定により保管した業者詳細情報をもとに、電子入札に使用されたＩＣカードが登録名簿に登録された代表者等が取得したものであることを確認する。

5 市長は、積算内訳書の内容の確認を入札締切日時後に行うことができるものとする。

（開札状況に関する情報提供）

第16条 市長は、入札参加者に開札の進捗状況に関する情報提供を行う必要があると認めるときは、電子入札システムに進捗状況を登録するものとする。

（落札決定）

第17条 市長は、落札者を決定したときは、電子入札を執行した担当者の電子署名（以下「執行担当署名」という。）を付加した落札決定通知書を入札参加者に電子入札システムにより送信するものとする。

2 市長は、入札執行後、開札結果表を契約書等と一括して保管するものとする。

3 市長は、入札に立ち会わなかった紙入札業者があるときは、開札結果表に、開札に立ち会った担当課の職員その他の当該入札事務に直接関係のない職員に立会人として記名押印させるものとする。

（落札決定の保留）

第18条 市長は、姫路市低入札価格調査制度試行要綱（平成13年1月4日制定。）に基づく調査基準価格を設けた場合において、低入札価格調査を実施し、又は実施要綱に基づく制限付入札において、開札後に入札参加資格を審査するために落札決定を保留したときは、執行担当署名を付加した落札保留通知書を入札参加者に電子入札システムにより送信するものとする。

2 前条第2項の規定は、落札保留通知書を電子入札システムにより送信した場合について準用する。

3 前条の規定は、低入札価格調査、又は第1項の規定による開札後の入札参加資格の審査（以下「事後審査」という。）を実施して落札者を決定した場合について準用する。

（くじ引きによる落札者等の決定）

第19条 落札となるべき金額の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システム上のくじ（以下「電子くじ」という。）によって落札者（事後審査を実施する場合あつては、落札候補者）を決定する。

2 電子くじによって落札者を決定する際に入力するくじ番号は、入札書において入札参加者が指定するものとする。第11条第3項の規定により紙入札を承認した場合も同様とする。

3 第17条の規定は、電子くじによって落札者を決定した場合について準用する。

(再度の入札)

第20条 市長は、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がなかったときは、再度入札通知書を有効な入札を行った入札参加者に電子入札システムにより送信し、再度の入札を執行するものとする。ただし、入札公告で再度の入札を行わない旨を表示した場合及び次条第1項に該当する場合は、この限りではない。

2 再度の入札の執行回数は、2回を上限とする。

3 第13条の規定は、再度の入札を執行する場合について準用する。

(入札の打ち切り)

第21条 市長は、再度の入札の結果、落札者がいないとき、又は入札参加者が2人未満となったことが入札参加者の知るところとなったときは入札を打ち切る。

2 市長は、入札を打ち切ったときは、執行担当署名を付加した入札取り止め通知書を入札参加者に電子入札システムにより送信する。

3 第17条第2項の規定は、入札取り止め通知書を電子入札システムにより送信した場合について準用する。

(開札結果の公表)

第22条 開札結果の公表は、紙入札の場合に準じるものとする。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、市が実施する電子入札及びこれに関する一連の手續に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月9日改正)

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。

附 則 (平成19年7月1日改正)

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日改正)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日改正)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日改正)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月22日改正)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日改正)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和４年９月３０日改正）

この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和７年３月２６日改正）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。